

社会福祉法人山添村社会福祉協議会福祉推進基金規程

(設 置)

第1条 地域福祉活動の更なる向上と充実及び、円滑かつ効果的に事業を展開するため、社会福祉法人山添村社会福祉協議会福祉推進基金（以下、「基金」という。）を設置する。

(会計及び経理区分)

第2条 基金は、社会福祉法人山添村社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の一般会計に福祉推進基金事業経理区分を設け、処理する。

(積 立)

第3条 毎会計年度に基金として積み立てる額は、本会の一般会計予算（以下、「予算」という。）に定める額とし、次の各号に定める財源をもって行う。

- (1) 一般寄附金
- (2) その他の収入

(管 理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管する。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運 用)

第5条 本会会長が地域福祉推進財源として必要があると認めるときは、基金を取り崩したうえで、予算に繰り入れ、本会が行う地域福祉事業又は在宅介護事業の費用として運用するものとする。

- 2 基金を取り崩す場合は、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。
- 3 基金から生じる預金利子等の運用収益は、この基金に編入するものとする。

(運用による事業)

第6条 基金の運用については、本会が実施する次の各号の事業に関する費用に充てる。

- (1) 本会の活動に必要な器具備品、車輛、施設等の整備に関する事業
- (3) 高齢者等の健康、生きがい、社会参加を支援するための事業
- (4) 福祉に関わる人材育成のための事業
- (5) 災害ボランティアセンターを設置した場合、その運営に関する費用
- (6) その他、会長が地域福祉推進のために必要と認めた事業

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の管理運用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。